

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

小樽市立幸小学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

### 「幸小いじめ防止基本方針」(概要)

全文は学校HPをご覧ください。

☆令和7年3月に、より実効的に機能するように改訂を行いました！

- ・ いじめの定義を明確化
- ・ 「幸小いじめ〇推進会議」の設置による適切な組織的対応の強化
- ・ 「幸小いじめ〇プログラム」の策定による実効的な取組の計画と実施
- ・ いじめを生まない安全・安心な学校環境づくりの推進
- ・ 望ましい人間関係を構築する能力等の育成を図る取組の充実
- ・ 法に基づくいじめの積極的認知(「いじめ見逃しゼロ」)の徹底
- ・ 警察等の関係機関との連携による事案への対応
- ・ 重大事態への組織的な対応を明確化

など

### 「幸小いじめ〇推進会議」の役割や活動

- ・ 学校におけるいじめの防止・早期発見・対応等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織です。
- ・ 教職員はもとより、必要に応じて、弁護士、医師、警察、スクールカウンセラー等の外部専門家が参加して対応します。
- ・ いじめに関するささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まず、全てこの組織に報告・連絡・相談し、組織的な対応をします。

### 「幸小いじめ〇プログラム」の活動

- ・ 幸小いじめ〇推進会議を中心に実効的な取組を進めるために、「幸小いじめ〇プログラム」として、年間計画に取組や調査の具体、関係機関との連携を位置付け、フローチャート図に表して整理しています。
- ・ 本校では、取組の中に「児童が主体となった活動」と「教職員が主体となった活動」を位置付け、学校全体でいじめの未然防止といじめ見逃し〇に取り組めます。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の幸小学校のいじめ対策組織担当は、生徒指導安全部長・丸岡です。

連絡先0134-24-0425(学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

| 相談窓口               | 電話番号                                                                             | 相談時間等                        |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 北海道子ども相談支援センター(電話) | 0120-3882-56                                                                     | 毎日24時間                       |
| (メール)              | <a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a> |                              |
| 北海道立特別支援教育センター(電話) | 011-612-5030                                                                     | 祝日・年末年始を除く平日<br>9~12時 13~17時 |
| (メール)              | <a href="mailto:tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp</a> |                              |
| 後志教育局教育相談電話(電話)    | 0136-22-2222                                                                     |                              |

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ

